

# ゴルフ場利用約款

## 第1条 (約款の適用)

札幌国際カントリークラブ島松コース（以下当ゴルフ場という）を利用される方は、会員、非会員を問わず安全なプレーをお楽しみいただくため、本約款、ゴルフ規則(JGA制定)、当クラブ諸規則等に従ってご利用頂きます。

## 第2条 (利用契約の成立)

当ゴルフ場でプレーされる方が、プレー当日において本約款を確認の上所定の受付票に署名頂くことにより、当ゴルフ場は署名者の施設ご利用をお引き受けすることになります。

## 第3条 (利用の申込み・違約金等)

予約申込み者は原則として会員自身とします。キャンセルした場合はキャンセル料を頂く場合があります。

## 第4条 (施設利用の拒絶)

当ゴルフ場は、次の場合には施設の利用および利用の継続をお断りすることがあります。なお、利用をお断りした場合でも第19条に基づきプレー料金をお支払いただくものとします。

1. 満員のためスタート時間に余裕がないとき。
2. 非会員については、会員の同伴もしくは紹介がない場合。
3. 利用者（同伴競技者含む）が暴力的行為または公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をなしたとき、またはなす恐れがあると認められたとき。
4. 利用者が暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体およびその団体の関係者であることが判明した場合。
5. 天災・降雪・大雨その他やむを得ない事情によりゴルフ場施設の使用ができないとき。
6. 技術が著しく未熟で、他人のプレーに迷惑をかけたとき。
7. ルール・マナーを守らないとき。警告を無視してスロープレーを改めないとき。
8. その他本約款に違反した場合、または当ゴルフ場の施設を利用されるにあたり好ましくない事由がある場合。

## 第5条 (休場日・閉場時間・施設の利用時間)

当ゴルフ場の休場日、閉場時間、及び施設の利用時間は、当ゴルフ場の定めるところによります。ただし、臨時的に変更することがあります。

## 第6条 (金銭その他貴重品)

1. 金銭やその他貴重品については、必ず貴重品ボックスをご利用下さい。貴重品ボックスの暗証番号は見破られやすい組合せを避けて設定して下さい。また、貴重品ボックスを利用時間中はお客様の所有と同等であり、収容物に関してはお客様の責任において管理して頂きます。従ってボックス内の保管品については保証など一切の責任を負いません。
2. 貴重品ボックス、ロッカー・浴室・コース等での盗難や紛失等の事故があっても当ゴルフ場は一切の責任を負いません。
3. 貴重品ボックスが満杯の場合は、当ゴルフ場指定の貴重品袋に収納の上フロントへお預け下さい。その場合、お預かりした品は預かり証と引き替えにお返しします。お預けにならない貴重品については責任を負いません。預かり証を紛失した場合は直ちにフロントまで届け出て下さい。

## 第7条 (自動車・携帯品等)

駐車中の自動車の盗難や毀損、車内の物品の盗難等について当ゴルフ場は一切責任を負いません。

## 第8条 (宅配便の取扱)

宅配便によるゴルフクラブ、バック、シューズケースなどのお取扱は致しますが、取次中の物品の盗難、紛失、損害等の責任は負いません。

## 第9条 (危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

ゴルフは時に危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディのアドバイス如何に拘わらず全て自己の責任により安全を確認しプレーをしていただきますが、特に以下の項目を遵守願います。

1. (素振り) ティインググラウンドに於ける素振りはティーマーク内の打席または特に指定された場所以外では行わないで下さい。打者以外のプレーヤーはティインググラウンド内に立ち入らないで下さい。
2. (飛距離の確認) 先行組に対して後続組のプレーヤーはキャディのアドバイスの如何に拘わらず自己の飛距離を判断して、先行組に打ち込まないよう打球して下さい。
3. (合図) キャディ及びフォアキャディの合図・信号機の設置してあるホールの青信号は、先行組が通常の飛距離で安全と推定されるときの場合です。たとえ合図があっても打者は自己の飛距離を判断して安全確認の上打球して下さい。
4. (打者の前に出ないこと) 同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないで下さい。打者の前方に出た結果の事故、その他プレーヤー同士によって生じた事故については、プレーヤー同士で解決していただくこととし、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。
5. (隣接ホールへの打込み) 隣接ホールへの打込みは、特に危険ですからプレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重に打球して下さい。隣接ホールに打込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないように打球すると共に、自己の同伴プレーヤーにも充分気を付けて打球してください。
6. (退避) 後続組に打球させるときは、先行組のプレーヤーは後続組打者が打ち終わるまで安全な場所に退避して下さい。
7. (ホール・アウト後の退去) ホール・アウトした場合は直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り次のホールに進んで下さい。
8. (雷が発生した場合) 雷が発生した場合は、当ゴルフ場または従業員の指示の有無に拘わらず、自己の判断で直ちにプレーを中止し、茶店やクラブハウスなどに避難して下さい。当ゴルフ場のサイレン・ホーンなどによる雷警報発令後もプレーを継続し事故に遭遇しても当クラブは一切責任を負いません。
9. (乗用カートの使用) 乗用カートの使用にあたっては、カート利用同意書の記載事項を確認し同意の上、運転者と同乗者が署名した場合に利用可とします。カートに掲示されている注意事項をはじめ、コース内の案内表示、キャディ他係員の指示に従って安全運転に努めて下さい。故意又は過失によりカート事故を誘発した場合、損害を賠償して頂きます。

札幌国際カントリークラブ 島松コース

## 第10条 (火気使用の禁止)

コース内やクラブハウス内での火気は、所定の場所以外では禁止します。マッチの燃滓、たばこの吸殻等は必ずよく消して灰皿へお入れ下さい。

## 第11条 (プレー終了後のゴルフ用具等の確認)

利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し、間違いがないか慎重に確認して下さい。確認後のクラブの不足、瑕疵等については当クラブは一切責任を負いません。

## 第12条 (損害賠償の責任)

利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の従業員または施設に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。利用者が非会員のときは、同伴または紹介した会員も連帯してその損害金の支払債務の履行を保証して頂きます。

## 第13条 (施設内の持込品)

当ゴルフ場の施設内には次の物の持込をお断りします。

1. ペット等動物
2. 著しく悪臭を放つ物
3. 銃砲刀剣類
4. 火薬・揮発油等、発火・爆発の恐れのあるもの
5. 騒音を発するもの
6. その他危険物や他人に迷惑を及ぼす恐れのあるもの

## 第14条 (行為の禁止)

ゴルフ場の施設内では次の行為は禁止します。

1. 賭博その他風紀を乱す行為
2. 物品販売、宣伝広告などの行為
3. 利用者以外の者のコース内立入り（特に許可する場合を除く）
4. 他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与える行為
5. 施設の器具、備品等を持ち出す行為

## 第15条 (違背の場合の責任)

利用者がこの利用約款に違背して第三者に傷害等の事故を発生させた場合および自ら傷害等被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切損害賠償の責任を負いません。

## 第16条 (服装)

別に推奨する当クラブ服装基準を尊重願います。

## 第17条 (忘れ物)

当ゴルフ場内での忘れ物は発見の日から3ヶ月間お預かりします。本人であることを証明して期間内にお引き取り下さい。ただし、下着類、その他腐りやすい物はこの限りではありません。

## 第18条 (信義則)

その他、会則定款、本約款の定めのない事項は、ゴルファーの精神に則り、信義・誠実の原則に従って解決されるものとします。

## 第19条 (プレー料金)

利用者は、1ホール以上プレーしホール・アウトした場合、所定のプレー料金を支払って頂きます。